

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	「万人のための教育 (EFA: Education for All)」達成に向け、就学率の低い障がい児の初等教育へのアクセスを拡大する。
(2) 事業の必要性 (背景)	(ア) ハイチ共和国における障がい児の就学状況 ハイチ政府はこれまで、「万人のための教育 (EFA: Education for All)」の目標達成に向け、様々な取り組みを行ってきた。近年では、2007 年に国家戦略を、2010 年にガイドラインを策定・発表し、2015 年までの初等教育の完全普及を目指している。 障がいを持たない児童に関しては、2006 年に 71% (世界銀行) であった就学率が、国際援助団体の支援により 2011 年に 88% (UNESCO) にまで改善された。しかし、障がい児や最貧困層の子ども等、より脆弱な立場にある子どもたちの多くが未就学のままであり、同国教育省特別教育・社会的支援委員会 (CASAS: Commission de l'Adaptation Scolaire et d'Appui Social) が震災後に発表した報告によると、全国に 120,000 人の障がい児がいるが、そのうち 2,019 人しか就学しておらず、初等教育の就学率は約 1.7% と推計されており、障がい児の就学率の低迷は EFA 達成の大きな壁となっている。 ハイチ政府は、2009 年の国連障害者権利条約批准以来、障がい児に対する平等な教育機会の提供を全学校に義務づけ、2015 年までに学齢期の障がい児 100% の就学を目標としている。そのため、2013 年には EFA 達成のガイドラインを見直し、障がい児の就学率向上にむけた具体的な取り組みを示し、教職員の研修、保護者への啓発等の活動を開始した。 また、Christian Blind Mission (CBM) や Handicap International (HI) 等国际 NGO も 2013 年より事業を開始する等障がい児の就学の機運が高まりつつある。しかし現実には、ほとんどの小学校に障がい児を受け入れる環境が整っておらず、十分な成果があがっているとは言い難い。上記の状況を考慮すると、今年度、障がい児の就学支援を開始することは時宜にかなっていると言える。 (イ) 国別援助方針における位置づけ 日本国政府は、対ハイチ共和国国別援助方針において、「大震災からの復興と基礎社会サービスの確立」を基本方針とし「教育分野を中心とした支援を実施する」と述べている。本事業は、障がい児の就学支援を行うことで、初等教育の普及に貢献することを目指しており、日本国政府の協力政策に合致している。 (ウ) 事業地、事業内容の選定 障がい児の就学率が低い背景には、①教職員が障がいに関する基礎的な知識を有しておらず、障がい児に配慮した教育が行われていないこと、②障がい児用の学習支援教材や補助具等を所有している学校は特別支援校以外極めて少ないこと、③障がい児の就学に関して保護者の理解が不足していることがあげられる。障がい者支援の主管庁である BSEIPH (Bureau du Secrétaire d'Etat à l'Intégration des Personnes Handicapées) からの聞き取り調査でも、障がい児の就学率低迷の原因は、受け入れ側の学校の体制と障がい児の保護者の意識であることが分かっている。 当会の事業地周辺の 19 の小学校で 2014 年 7 月に行ったアンケート調査では、9 校が障がい児の入学を拒否したことがあることが明らかとな

	った。更に、これらの学校の 6 割以上で障がい児が留年を経験しており、3 割以上の学校において障がい児の退学が確認されている。これらの学校では、障がいの種類だけでなく障がいの有無についても把握されていない。その背景として、障がい児を受け入れた経験のある学校でも障がい児教育について訓練を受けた教員はほとんどいないことがあげられる。事業実施地域は、全国の障がい児の約半数が居住する西県に位置し、中でも特に貧困家庭が多いカルフル地区となるが、現地協力団体の Jeunes Organisés pour une Société Emancipée (JOSE) の調査によると、本事業対象地域の未就学障がい児 60 名のうち学費や交通費等の経済的な理由で就学できない児童は 8%であり、これらの児童についても保護者の理解を得て就学可能となるよう啓発活動を行っていく。 また、同地区では保護者や地域住民が障がいについて知識を有していないことから、伝統的な価値観から障がいを否定的に捉える傾向が強く、障がい児や障がい者が家族に在ることを隠す等根強い偏見が残っている。そのため、障がい児を就学させることに保護者が消極的で、障がい児を就学対象児童として数えない、また同児童を毎日学校に送迎することを負担と考える等、障がい児が就学しにくい状況にある。障がい児が安心して就学し、保護者が積極的に彼らを就学させるためには、地域住民の偏見を取り除く必要がある。 なお、同国では、障がい児の所在や人数、就学状況に関する調査が 1998 年以降実施されていないことも大きな課題である。現在は一部の現地団体が自発的に調査をしているのみであり体系的な統計がないことから、未就学障がい児に対する支援の計画および実施に必要な情報が整理されていない状況である。このように、障がい児をとりまく教育環境の改善は喫緊の課題となっている。 同国において教育分野では、世界銀行や Plan International、Care International 等国际援助団体が既に貧困家庭を対象に就学支援事業を実施しているが、障がい児を対象にした教育活動を実施する国際 NGO は、CBM や HI 等数団体のみに留まる。そのうち CBM は 2013 年より教員研修や啓発活動を実施しており、その結果、支援対象 18 校にて 32 名が就学するようになった等の成果をあげているが CBM、HI いずれの団体も当会の対象地域では活動していないことから当会が、同地区でインクルーシブ教育事業に参画する意義は非常に大きいと考える。 (エ) これまでの事業の成果・課題 当会は、2010 年の大地震の緊急・復興支援として病院と学校を併設した同国最大級の障がい者施設「聖ビンセント校」他 4 施設の仮設施設を建設する等障がい者支援分野で活動を行ってきた。その中でハイチ国内で障がい者分野をけん引する団体や政府機関と良好な関係を築いてきた。これらの組織とは、日頃より情報交換を行い、本事業の形成においても各校での障がい児教育の経験やノウハウ、助言を提供してもらう等協力を得ている。 また、N 連事業では 2013 年 3 月から現在に至るまで、カルフル地区にある小学校で約 5,800 名の児童を対象に感染症のリスク軽減に取り組み、小学校での活動の実績を有している。本事業では、当会の障がい者支援と小学校での活動の実績を活かし、活動を展開する。
(3) 事業内容	本事業では、カルフル地区の小学校 4 校が、同地域で障がい児教育

を推進するモデル校となることを目指す。対象地域の障がい児が就学しやすい環境を整備するほか、対象校の教職員や保護者が協力し、周辺校の教職員や保護者にも障がい児教育の重要性を認識してもらい、地域でインクルーシブ教育が根付くよう高い波及効果を意識して事業を実施する。

(ア) 未就学障がい児の情報整理および就学に向けた働きかけ

同国では、障がい児の所在や人数、就学状況に関する情報が極めて少なく、且つ整理されていないことから、現地協力団体 JOSE と協働で対象地域に住む想定約 200 名の未就学障がい児の障がいの種類等の情報の整理を行う。また、その情報を基に、当会および JOSE が保護者へ障がい児教育の重要性を働きかけ、就学を促す。

(イ) 障がい児に配慮した教育環境の整備

障がい児教育に関する研修を対象 4 校の校長、教育主任や事務職員といった学校関係者 12 名（各校 3 名）と教員 24 名（各校 6 名）計 36 名を対象に実施する。まず、全教職員 36 名に対し基礎研修（障がいの種類、障がい児教育の概要等 8 日間）を実施し、続いて全教員 24 名および学校関係者 4 名（各校 1 名）、計 28 名に対し、約 19 週間の応用研修（うち約 17 週間は現場研修となる）を実施する。応用研修では、知識の定着を図るため、教員が児童の障がいの有無や種類を調べ、障がいの種類に配慮した個別学習指導案を作成する他、通常授業で実行する期間を設け、その間講師および当会職員が実践の度合いを確認するとともに疑問点を残さないようフォローする。

その後各校の学校関係者および特に意欲が高く研修の成績が優秀な教員 8 名（各校 2 名）に対し障がい児教育をけん引していけるよう、強化研修（3 日間）を実施する。強化研修の最終日には、各校のインクルーシブ教育推進のための行動計画を策定する。加えて、対象校内の他の教職員に研修内容を発表し、学校全体での知識の共有を図ると共に、研修参加教職員の知識の定着を目指す。

講師は、障がい児支援の経験が豊富な社会福祉士、理学療法士や小児科医等が務める。また対象 4 校に、障がい児童に適した教材や椅子等の補助具を供与し、障がいに配慮した学習環境を整える。

(ウ) 学校、家庭、地域への啓発

対象 4 校および障がい児のいる家庭、また地域全体で障がい児を交えたサマースクールやスポーツ大会等の障がい啓発活動を通して、教職員、児童、保護者、地域住民の障がいに対する偏見をなくし、コミュニティ全体における障がい児の就学に対する理解や相互支援の意識を地域から醸成する。学校では毎月 1 回計 7 回、地域では隔月 1 回計 6 回啓発イベントを行うことで、参加する約 2,836 名の全児童および地域住民が障がい児やその保護者が困難を抱えるときは積極的に補助する等の行動変容を目指し、徐々に地域での障がい児への偏見を取り除いていく。同時に、障がい児が学校生活を疑似体験したり、他児童や地域住民と接することで、障がい児が自ら就学に対し積極的になることを促す。家庭に対しては、就学・未就学に関わらず、障がい児のいる家庭を定期的に訪問し、就学の継続および就学に向けた働きかけおよび助言をする。

(エ) 障がい児の保護者会の設立

	対象 4 校で保護者を設立し、障がいのある就学児童、未就学児童双方の保護者が隔月で集まる機会（計 10 回）を設け保護者間の情報共有の場とする。参加保護者数は、約 75 名を想定している。また、言語聴覚士等の専門家や児童が通う小学校の教職員を招いて、障がい児の教育環境の改善について協議する機会とする。 なお、本事業では通学が不可能なほどに歩行に支障のある児童（就学している障がい児および未就学障がい児）は事前調査において確認されていないことからバリアフリー工事は実施しない。
(4) 持続発展性	本事業終了後は各校の研修を受けた教職員がインクルーシブ教育導入に課題を抱える教員の指導や周辺校への指導を実施する。また、教育省管轄下の CASAS が当会の実施する研修や啓発活動に参加、当会との定期協議や支援対象校へのモニタリングに同行し成果を確認することで合意している。同分野で活動する団体が限られていることから、行政機関の期待も大きく、CASAS はモデル校が確立された際には同様の課題がある他地域の学校にも周知する見込みである。事業終了後は CASAS が継続して各学校と連携し、必要に応じて助言を行うことで、本事業が事業終了後もハイチ国内でのインクルーシブ教育を推進する。 事業実施期間中は現地団体（JOSE、CES）と当会が提携して障がい児の就学支援事業を実施することで、当会の事業終了後も類似の事業が現地団体の力で継続される基盤を整える。 また当会では、複数年にわたり本事業の継続、発展を想定している。2 年目、3 年目はそれぞれ新たに同地区の 4 校を事業対象として障がい児就学を推し進める予定である。本事業の対象校は 2 年目以降、研修を受けた教職員が研修で学んだことや現場研修で得た経験をまとめ、新任の教職員にも指導できるよう、インクルーシブ教育推進にむけた手引書を作成する。そのほか、地域のモデル校として今後、2 年目、3 年目の就学支援対象校教職員や保護者の見学受け入れ、障がい児教育の情報を発信および推進することを目指す。なお、2 年目の対象予定地域では、バリアフリー設備が必要とされる障がい児の存在が確認されていることから今後衛生設備改修やスロープ設置などの工事の必要性を検討する。
(5) 期待される成果と成果を測る指標	(ア) 未就学障がい児の情報整理および就学に向けた働きかけ 【成果】対象校周辺に住む未就学障がい児の情報が整理され、その情報をもとに就学が促進される。 【指標】①対象校周辺の未就学障がい児のリストが作成される。②リストに基づき家庭や学校等を訪問し就学への働きかけを行う。 【確認方法】①未就学障がい児リスト、②家庭、学校訪問記録 (イ) 障がい児に配慮した教育環境の整備 【成果】対象校において、障がい児を受け入れるための人材が育成され、障がい児用の教材、補助具等が整備される。 【指標】①学校関係者 12 名（各校 3 名）と教員 24 名（各校 6 名）計 36 名が障がい児教育の研修に参加する。②研修後のアンケートで 8 割以上の研修参加者が、障がいや障がい児教育への理解が深まったと回答する。③研修参加者の 8 割以上が研修で学んだ内容を授業で実践する。④対象校にて在籍児童の障がいの有無や種類が確認される。⑤障がいがあることが確認された児童に対し、障がいの種類に配慮した個別学習指導

案が作成される。⑥各校においてインクルーシブ教育推進のための行動計画が策定される。⑦新規の障がい児受け入れ人数が 10 名以上増加する。⑧現在就学している障がい児および障がいの疑いがある児童の 6 割以上の学習意欲、学習態度が本事業前より改善し、成績が上がる。⑨各校に障がい児用教材および補助具等が整備される。

【確認方法】①研修参加者出席簿、②研修前後のアンケート結果、③④研修講師による授業のモニタリング評価、⑤作成された個別学習指導案、⑥作成された行動計画、⑦入学者登録、⑧成績表および教職員に対するアンケート結果、⑨教材・補助具等の整備記録

(ウ) 学校、家庭、地域への啓発

【成果】学校、家庭、地域で障がい児の就学に関する理解が深まる。

【指標】①意識調査対象者の 6 割以上が障がいおよび障がい児の就学に対し理解を示す。②地域における啓発イベントに 1,200 名以上が参加する。

【確認方法】①意識調査結果、②イベント開催記録

(エ) 障がい児の保護者会の設立

【成果】対象地域に居住する障がい児の保護者間で、情報交換や相互支援を行う機会が得られる。

【指標】①保護者会が設立される。②保護者会が 10 回以上開催される。③特定された障がい児の保護者の 5 割以上が、保護者会に参加する。

【確認方法】①②保護者会の開催記録、③保護者会の出席記録

【想定受益者数】

① 直接受益者：約 3,385 名

(情報が整理、リスト化される未就学障がい児約 200 名、就学している障がい児 114 名、障がいの疑いがある就学児童約 124 名、就学・未就学障がい児の保護者約 75 名、研修を受ける教職員 36 名、学校、家庭および地域での啓発活動参加者約 2,836 名)

② 間接受益者：未就学障がい児、就学している障がい児、障がいの疑いがある児童の保護者約 1,352 名